

# 建設業法務のご案内

[法人オプシオン／個人向け]

経営管理の辻元法務事務所

2022.4.20 辻元誠和

# 建設業法務のご案内

- 建設業許可を取得した後も、決算終了ごとに「決算変更届（年度報告）」、5年ごとの「更新許可申請」など、その管理は煩雑です。
- 簡単に見られがちな「決算変更届（年度報告）」ですが、これを怠ると許可5年ごとの「更新許可申請」に非常に煩雑な手続きが要求されます。
- これらの事務を効率的にこなすには、適正な会計帳簿（青色申告）や、日頃から工事台帳を備えておくことが重要ですが、小規模事業所では中々困難です。



# 辻元法務事務所のご提案

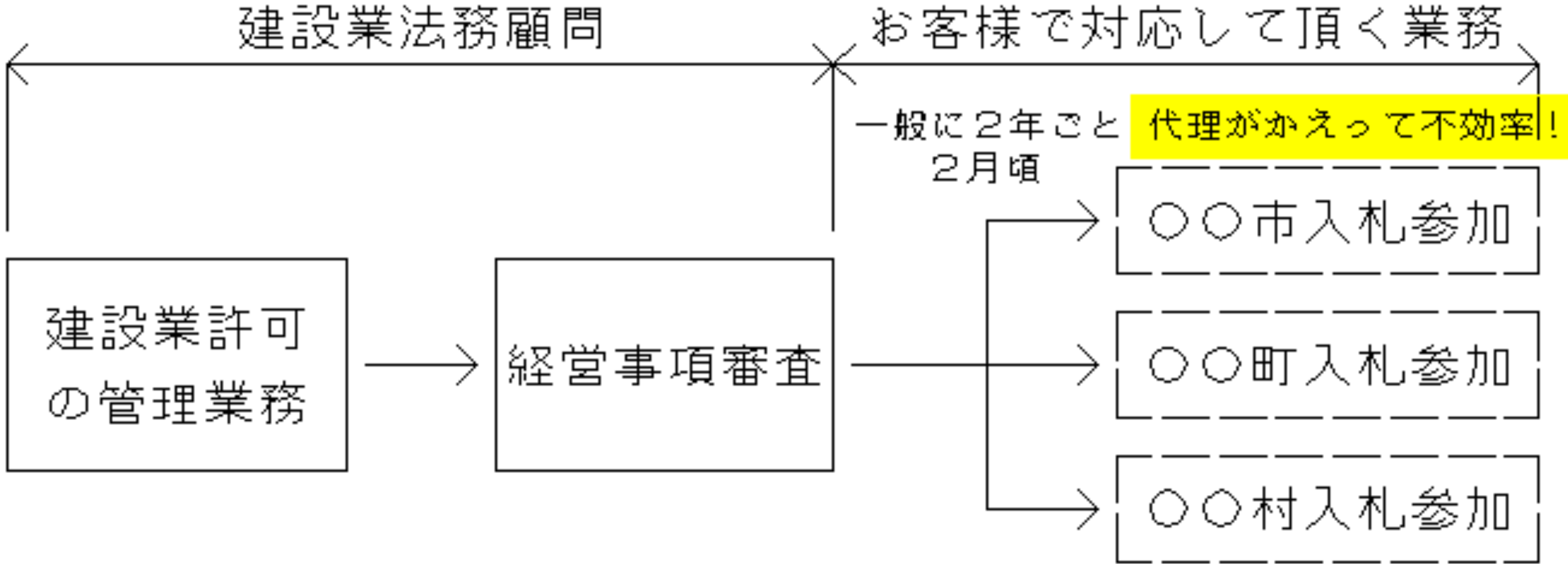
- 当事務所は、月額制の顧問契約を採用していますので、一時のお客様の資金繰りを助け、常に相談対応が可能となります。
- ① 建設業許可の管理（決算変更、更新許可、経営事項審査の対応）
- ② 工事台帳システムの提供（提携業者のサービス）⇒ 次項参照
- ③ その他軽微な書類作成、工事台帳入力[オプション]、会計アドバイザー[オプション]

# その他業務もお気軽に

- お時間や費用が掛かるものは要相談となりますが、軽微な書類作成、事業に関する相談対応、IT環境の導入支援、助成金の優待価格特約、当事務所開発ソフトの提供、VBA・マクロの開発提供など、幅広くご利用頂いておりますので、まずはご相談ください。できる限りお客様のお役に立てるよう努めてまいります。
- 建設業許可の管理に関する参謀として、辻元法務事務所と長くお付き合い頂ければと思っております。

# 建設業法務の範囲

- 上記で記載したものを模式図で表すと下図のように整理できます。注目して頂きたいのは入札参加の事務手続きは対象外（理由は別頁に記載）としています。もちろん、相談やお手伝いはさせていただきます。



# 経営事項審査

- 県や市町村の公共工事を受注するためには、経営事項審査という鳥取県の審査を受けておかなければなりません。
- 公共工事はコンスタントに発注され、受注できれば書類など施工管理は煩雑ですが、高い諸経費率(約50%)を見てもらえますので、安定した経営が期待できます。
  - ①民間工事：工事費200万円
  - ②公共工事：工事費200万円×諸経費率1.5=300万円
- 電子入札制度もかなり進んでいますので、そちらへの対応も必要です。
- いつかは公共工事を受注したいとお考えであれば、一日も早く経営事項審査を受けておく必要があります。

# 決算月と審査日の関係

- 鳥取県では経営事項審査の予定を決算月ごとに整理しています。
- 下表2行目の審査予約月中に当局に往復ハガキで申し込みます。これを怠ると、経営事項審査の有効期限（1年7ヵ月）が切れて、公共工事を受注できなくなります。

決 算 月	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
審 査 予 約 月	2	3	3	4	5	5	7	8	8	9	10	11
審 査 月 (予定)	4	4~ 5	5~ 6	6~ 7	7~ 8	7~ 9	9~ 10	10~ 11	10~ 12	11~ 12	12	1
経審有効期限(月末)	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4

# 入札参加手続き（未対応）

- 原則としては、入札参加手続きは未対応となっています。
- 入札参加手続きは、各市町村で参加基準や様式が異なり、当事務所が得意とする一括管理ができないためです。
- また、代理できる範囲が狭く、お客様自身で窓口に提出されたほうが、遥かに効率がよいこともあります。
- しかし、ある程度のお手伝いや添付書類の提供など、サポートは可能ですので、遠慮なくお申しつけください。



# 工事台帳システム

- 建設業法では、請負契約の内容を適切に整理した帳簿を営業所に備えるよう義務付けられています。（建設業法40条の3）
- このシステムでは、工事台帳のうち原価を除いた工事経歴登録簿となっており、素早く入力ができるよう設計されています。建設業許可や労働保険の場面でも、データベース機能を利用し、迅速な工事抽出に役立ちます。
- データはクラウドで管理しますので、何処からでも入力できますし、パソコンのクラッシュや入れ替えにも影響されません。

明日が経審なのに  
間に合わない！



工事管理台帳システム  
なら余裕ですよ！

# 会計アドバイザー特約

- 会計業務のアウトソーシングは税理士事務所に依頼するのが最も効果的ですが、「まだ利益が厳しく税理士事務所に依頼する余裕がない…」とお考えの会社について、当事務所では事業が安定するまでの期間に限り、会計業務のサポート体制を整えています。
- この軌道に乗るまでの期間においても、出来る限り適正な会計業務を行うことで、事後に税理士事務所への引き継ぎが円滑に行えます。
- その他、経理部の構築、経理担当者の育成の実績もありますので、お気軽にご相談ください。
- 会計記帳の代行をご希望の場合、当事務所提携の行政書士を取次ぎします。当事務所が常時指導し、スキルアップを図っている提携事務所ですので、安心してご利用ください。

# 経営事項審査よくある質問

- Q. 等級は高い方がいいのか？
- A. 小規模会社がC級からB級になるのは、かなり困難です。
- また、「C級工事は件数が多いがB級工事は件数が少ない」との考えの一方で「B級工事は請負金額が格段に高い」との考え方もあり、どちらが良いとは一概に言えないでしょう。
- ちなみに、土木、建築、管、電気、舗装など各役所が定める格付工種以外の工種は等級が付されません。

- Q. 経営事項審査の県への手数料は？
- A. 審査を受ける工種数で異なります。
- 1業種...11,000円
- 2業種...13,500円
- 3業種...16,000円
- その他、納税証明書等の発行手数料が必要です。

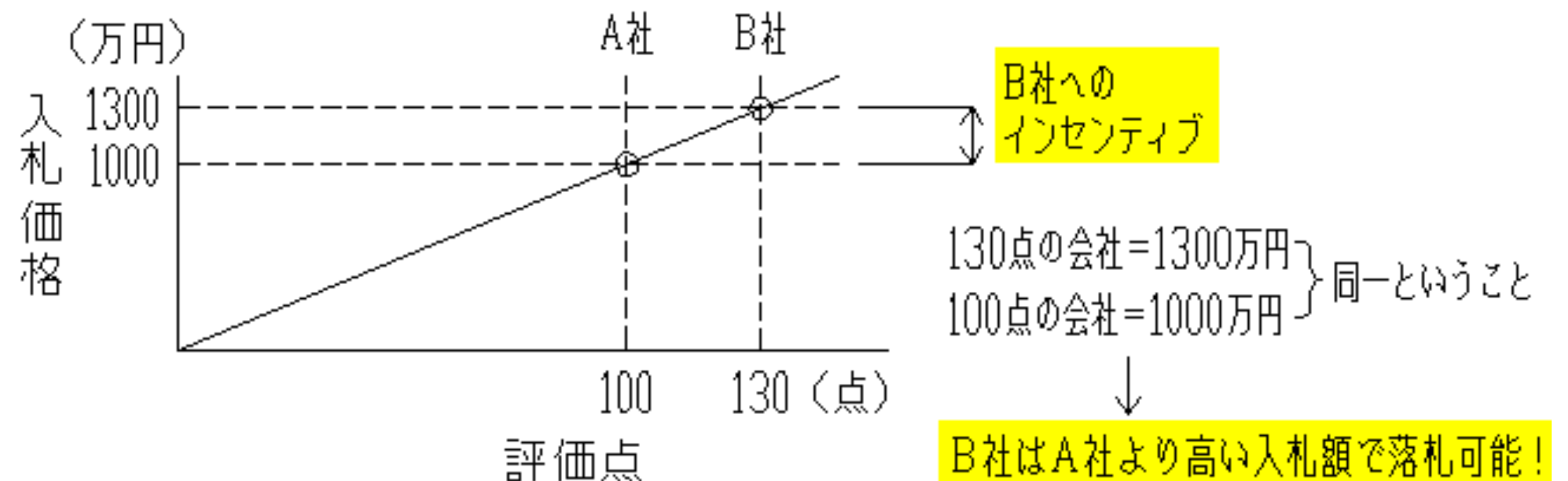
• Q. 総合評価方式とはなんですか？

• A. 経営事項審査でランク付けされた中でも、技術力はピンキリですので、過去の工事成績・指名停止歴等により、同じランクでも優劣をつけようという試みです。

• 100点のA社と130点のB社があり、高得点のB社はA社より高い金額で落札できます。

取り扱い各役所により異なります。

ますが、工事規模は2000万円程度と限定的となっているようです。



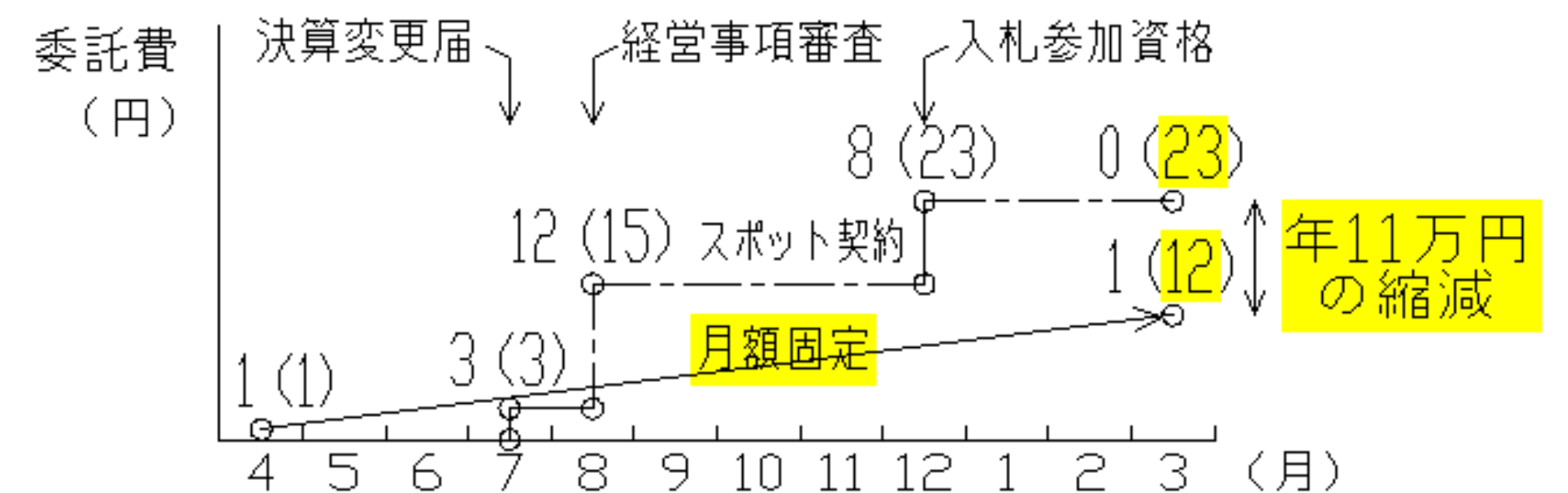
- Q. 建設工事の発注見通しの調べ方は？
- A. 各市町村がホームページで公開しています。
- 鳥取市では、[ホーム] → [仕事と産業] → [工事・入札・契約] → [入札情報] から [令和？年度建設工事発注予定] で確認することができます。

- Q. 電子入礼にはどのように対応しますか？
- A. 電子入礼の導入手順は、まず認証機関からICカードを発行してもらいます。
- 次に入礼に使うパソコンを決め、そのパソコンと発注者のシステムに、そのICカードを登録して準備完了です。
- パソコンを特定するので、遠隔なサポートはできませんが、皆様順調に設定を完了しているようですので安心してください。

• Q. 月額制のメリットはあるか？

• A. 当事務所では、月額固定でのコストダウンを提案しています。

• 例えば、年間コストは右図のように12万円と23万円で、11万円のコストダウン、更新申請まで視野に入れた5年スパンでは、60万円と103万円で、43万円のコストダウンとなります。



• 経営事項審査の業務は、賃金管理や社会保険と関連が深く、給与計算等と合わせた契約が圧倒的に多いです。建設業法務のみであれば、月額10,000～15,000円(概ね10,000円)です。